

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 1,305	千円 68,783,271
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		48	1,567,446
債 務 控 除 額		635	4,324,838
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		75	432,449
課 税 価 格	実	1,315	66,458,328
相 続 税 額	算 出 税 額	1,300	7,020,732
	2 割 加 算 額	84	89,973
	計	1,300	7,110,705
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	22	25,392
	配 偶 者	139	1,632,313
	未 成 年 者	17	2,666
	障 害 者	38	36,612
	相 次 相 続	72	138,095
	外 国 税 額	-	-
	計	279	1,835,078
差 引 税 額	実	1,190	5,275,626
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		26	100,260
小 計		1,190	5,175,366
農 地 等 納 税 猶 予 額		-	-
株 式 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	1,190	5,184,435
	還 付 税 額	6	9,070
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		327	31,750,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 16 年分	1,369	80,651,230	10,263,873	2,824,312	1,223	7,321,688	339
平成 17 年分	1,285	69,836,837	8,572,303	2,603,834	1,138	5,944,598	317
平成 18 年分	1,232	65,039,894	7,243,102	2,037,269	1,075	5,154,568	302
平成 19 年分	1,284	66,096,425	7,394,025	1,735,646	1,141	5,640,709	322
平成 20 年分	1,315	66,458,328	7,110,705	1,835,078	1,190	5,184,435	327

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
那覇	411	21,632,031	363	2,186,081	98
宮古島	13	454,909	13	21,931	3
石垣	17	941,919	15	72,702	4
北那覇	320	15,486,866	296	1,007,558	80
名護	40	1,928,052	33	85,464	13
沖縄	514	26,014,550	470	1,810,700	129
沖縄県計	1,315	66,458,327	1,190	5,184,436	327
総計	1,315	66,458,327	1,190	5,184,436	327

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 1,310	千円 66,246,508	人 1,186	千円 5,175,141	人 327
	修正申告による増差額	33	252,576	40	14,128	12
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	15 △	105,936	15 △	6,666	7
	決 定 額	5	65,180	5	1,833	1
	計	実 1,315	66,458,328	実 1,190	5,184,435	実 327
過 年 分	申 告 額	107	4,965,297	101	415,725	36
	修正申告による増差額	167	2,444,010	260	378,058	85
	更正による増差額	12	250,465	15	44,092	5
	更正等による減差額	92 △	1,534,107	102 △	253,789	39
	決 定 額	5	140,276	5	19,043	4
	計	実 200	6,265,941	実 300	603,128	実 97
合 計	申 告 額	1,417	71,211,805	1,287	5,590,866	363
	修正申告による増差額	200	2,696,586	300	392,186	97
	更正による増差額	12	250,465	15	44,092	5
	更正等による減差額	107 △	1,640,043	117 △	260,456	46
	決 定 額	10	205,456	10	20,876	5
	計	実 1,515	72,724,269	実 1,490	5,787,563	実 424

調査対象等： 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 24	千円 2,011	人 -	千円 -
過 年 分	206	25,749	104	40,226	15	35,602
合 計	206	25,749	128	42,237	15	35,602

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1億円以下	43	3,474,197	222,132	33,634	58,593	126
1億円超	174	25,321,919	297,168	231,460	854,252	832
2"	55	13,249,237	142,277	26,242	997,757	281
3"	42	15,109,044	505,215	69,102	1,583,295	231
5"	7	4,077,075	-	45,598	445,705	47
7"	6	5,015,035	375,673	26,413	1,235,538	23
10"	-	-	-	-	-	-
20"	-	-	-	-	-	-
30"	-	-	-	-	-	-
50"	-	-	-	-	-	-
70"	-	-	-	-	-	-
100"	-	-	-	-	-	-
合計	327	66,246,508	1,542,465	432,449	5,175,141	1,540

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	1	9	3	9	21	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	9	13	22	30	47	25	9	8	6	2	2
2 "	-	4	2	4	11	11	11	8	1	2	-	1
3 "	-	2	3	5	7	7	3	8	3	1	1	2
5 "	-	-	-	-	-	1	2	2	2	-	-	-
7 "	-	-	2	2	1	-	-	-	-	1	-	-
10 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	24	23	42	70	66	41	27	14	10	3	5

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	12	68,157
	畑（「」）	136	4,982,013
	宅地（借地権を含む。）	298	29,034,424
	山林	18	219,964
	その他の土地	215	14,931,673
	計	314	49,236,231
家屋、構築物		255	4,014,430
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	10	15,268
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	10,136
	売掛金	6	8,798
	その他の財産	19	348,695
	計	29	382,897
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	30	920,836
	同上以外の株式及び出資	122	730,476
	公債及び社債	26	293,731
	投資・貸付信託受益証券	41	672,264
	計	153	2,617,307
現金、預貯金等		317	8,646,973
家庭用財産		90	27,307
その他の財産	生命保険金等	18	420,350
	退職金及び功労金等	12	483,967
	立木	1	3
	その他	182	2,783,181
	計	192	3,687,501
合計		323	68,612,648
相続時精算課税適用財産価額		31	1,542,465
債務		277	3,856,058
葬式費用		317	484,996
計		321	4,341,054
差引純資産価額		327	65,814,059
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		33	432,449
課税価格		327	66,246,508

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。